

「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」規約の一部を改正する決定（案）

令和7年7月10日
こどもの性被害撲滅対策推進協議会決定

「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」規約の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」規約 (名称) 第1条 この会議は、こどもの性被害撲滅対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。 (目的) 第2条 協議会は、子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）等を踏まえ、官民一体となって、こどもの性被害の撲滅に向けた総合的な活動を推進することを目的とする。 (活動) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 (1) こどもの性被害の撲滅のための活動方針を定めること。 (2) こどもの性被害の撲滅のための対策に関し、情報を交換して相互に連携協力を図ること。	「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」規約 (名称) 第1条 この会議は、こどもの性被害撲滅対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。 (目的) 第2条 協議会は、子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）等を踏まえ、官民一体となって、こどもの性被害の撲滅に向けた総合的な活動を推進することを目的とする。 (活動) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 (1) こどもの性被害の撲滅のための活動方針を定めること。 (2) こどもの性被害の撲滅のための対策に関し、情報を交換して相互に連携協力を図ること。

(3) こどもの性被害の撲滅のための広報啓発等に係る自主的な活動を促進すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動に関すること。 (構成) 第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる団体等とする。 (役員) 第5条 協議会に会長及び副会長若干名を置く。 2 会長は、こども家庭庁支援局長とする。 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 4 副会長は、次項に規定する者を除き、構成員の互選によりこれを定める。 5 副会長のうち1名は、こども家庭庁長官官房審議官をもって充てる。 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長が、その職務を代行する。 7 副会長（第5項に規定する者を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。 (総会) 第6条 協議会の総会（以下単に「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。 2 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。 (1) こどもの性被害の撲滅のための活動方針に関すること。 (2) この規約の改廃に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の活動に関する重要な事項	(3) こどもの性被害の撲滅のための広報啓発等に係る自主的な活動を促進すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動に関すること。 (構成) 第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる団体等とする。 (役員) 第5条 協議会に会長及び副会長若干名を置く。 2 会長は、こども家庭庁成育局長とする。 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 4 副会長は、次項に規定する者を除き、構成員の互選によりこれを定める。 5 副会長のうち1名は、こども家庭庁長官官房審議官をもって充てる。 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長が、その職務を代行する。 7 副会長（第5項に規定する者を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。 (総会) 第6条 協議会の総会（以下単に「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。 2 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。 (1) こどもの性被害の撲滅のための活動方針に関すること。 (2) この規約の改廃に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の活動に関する重要な事項
---	---

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 会長は、協議会の下に、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の設置及び運営に関する事項は、会長が定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局をこども家庭庁に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 会長は、協議会の下に、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の設置及び運営に関する事項は、会長が定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局をこども家庭庁に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

別表	別表
こどもの性被害撲滅対策推進協議会構成団体等 1 民間団体等 アルプスシステムインテグレーション株式会社 安心ネットづくり促進協議会 一般財団法人インターネット協会 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会 E C P A T/ストップ子ども買春の会 子どもを性被害から守るクローバーキッズ協会 特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク 一般社団法人セーフアーインターネット協会 全国高等学校長協会 一般社団法人全国高等学校P T A連合会 全国市長会 全国児童相談所長会 社会福祉法人全国社会福祉協議会 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会 全国知事会 全国町村会 全国都道府県教育長協議会 全国養護教諭連絡協議会 全国連合小学校長会 全日本中学校長会 デジタルアーツ株式会社 一般社団法人テレコムサービス協会 一般社団法人電気通信事業者協会 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス 日本教職員組合 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 公益社団法人日本小児科学会 公益社団法人日本P T A全国協議会 一般社団法人日本臨床心理士会 公益財団法人日本ユニセフ協会 一般財団法人マルチメディア振興センター	こどもの性被害撲滅対策推進協議会構成団体等 1 民間団体等 アルプスシステムインテグレーション株式会社 安心ネットづくり促進協議会 一般財団法人インターネット協会 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会 E C P A T/ストップ子ども買春の会 子どもを性被害から守るクローバーキッズ協会 特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク 一般社団法人セーフアーインターネット協会 全国高等学校長協会 一般社団法人全国高等学校P T A連合会 全国市長会 全国児童相談所長会 社会福祉法人全国社会福祉協議会 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会 全国知事会 全国町村会 全国都道府県教育長協議会 全国養護教諭連絡協議会 全国連合小学校長会 全日本中学校長会 デジタルアーツ株式会社 一般社団法人テレコムサービス協会 一般社団法人電気通信事業者協会 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス 日本教職員組合 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 公益社団法人日本小児科学会 公益社団法人日本P T A全国協議会 一般社団法人日本臨床心理士会 公益財団法人日本ユニセフ協会 一般財団法人マルチメディア振興センター

2 行政機関	2 行政機関
内閣官房副長官補（内政担当）	内閣官房副長官補（内政担当）
内閣府男女共同参画局	内閣府男女共同参画局
警察庁生活安全局	警察庁生活安全局
こども家庭庁成育局	こども家庭庁成育局
こども家庭庁支援局	こども家庭庁支援局
総務省情報流通行政局	総務省情報流通行政局
法務省刑事局	法務省刑事局
法務省人権擁護局	法務省人権擁護局
外務省総合外交政策局	外務省総合外交政策局
文部科学省総合教育政策局	文部科学省総合教育政策局
厚生労働省社会・援護局	厚生労働省社会・援護局
経済産業省商務情報政策局	経済産業省商務情報政策局
観光庁参事官（旅行振興）	観光庁観光産業課